

港区立学校図書館管理システム更新業務委託

事業候補者募集要項

平成 31 年 3 月

港区教育委員会事務局学校教育課学務課

1 件名

港区立学校図書館管理システム更新業務委託

2 公募の趣旨及び目的

港区では、平成18年度に現在の学校図書館管理システムを導入し、各区立小中学校において貸出・返却等の窓口業務、図書資料の検索、蔵書点検、統計集計等を行っています。

システムの導入から10年以上経過することから、最新の技術を取り入れ、学校図書担当職員の事務の効率化を図るとともに、児童・生徒への読書支援を充実させることを目的とし、学校図書館管理システムの更新を行います。

限られた期間で導入・研修等を確実に行うことができ、かつ、緊急時や問合せ時に十分な対応ができる組織力を兼ね備えた優良な事業者を選考するため、公募によるプロポーザル方式により事業候補者を選考します。

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「仕様書【案】」のとおり

(2) 履行期間

契約締結日（平成31年6月下旬予定）～平成32年3月31日

(3) 事業規模額（提案上限額）

24,138,000円（消費税8%込み。ただし、システム保守費は10%とする。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。

4 参加資格条件

本件プロポーザルに参加を申し込む事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、提案書等の提出締切り日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

(4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) プライバシーマークを取得していること、又は個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備し、厳格かつ実質的な運用が行われていること。
- (7) 他自治体において、学校図書館管理システムの導入実績があること。

5 事業候補者決定までの日程

- (1) 募集要項の配布 平成31年3月8日（金）～3月27日（水）
- (2) 質問の受付 平成31年3月15日（金）午後5時まで
- (3) 質問に対する回答 平成31年3月20日（水）
- (4) 参加申込書・提出書類の締切り 平成31年3月27日（水）午後5時まで
- (5) 一次審査 平成31年4月17日（水）（予定）
- (6) 二次審査 平成31年5月13日（月）（予定）
- (7) 事業候補者の決定 平成31年5月下旬

※日程については、応募状況、選考過程等により変更となることがあります。

6 参加申込み

- (1) 参加申込み方法
平成31年3月27日（水）午後5時までに、「参加申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、持参により提出してください。申込受付時に申込番号をお知らせします。
- (2) 提出場所
港区教育委員会事務局学校教育部学務課学校運営支援係（区役所7階）

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問の方法
「質問書」（様式2）に記入の上、電子メールで送付するとともに、電話にて送付した旨を御連絡ください。電話での質問は、一切受け付けません。また、質問の受付期間終了後は、本業務に関する質問は受け付けません。送付先電子メールアドレスは、参加申込みのあった事業者に対して別途お知らせします。
- (2) 受付期間
平成31年3月8日（金）～3月15日（金）午前9時から午後5時まで
- (3) 回答の方法
質問を取りまとめた上で、平成31年3月20日（水）までに、質問者を伏せて電子メール（参加申込書に記載の電子メールアドレス）により、質問受付期限までに参加申込みのあった全事業者に回答するとともに、学務課窓口でも公表します。なお、回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなします。

8 応募手続き

(1) 提出方法

ア 提出期限

平成 31 年 3 月 27 日（水）午後 5 時まで

※受付の際は、提出物の確認のため 1 時間程度要しますので御了承ください。

イ 提出場所

港区教育委員会事務局学校教育課学校運営支援係（区役所 7 階）

ウ 提出方法

事前に電話で予約の上、直接持参してください。

(2) 提出書類

表紙に「港区立学校図書館管理システム更新業務委託提案書」と記入の上、以下の書類を A4 版で作成し、提出してください。

作成にあたっては、別紙「作成要領」を参照してください。

	提出書類	提出部数		
		紙		電子 (ファイル形式)
		正本	副本	
①	参加申込書（様式 1）	1 部	—	Word
②	参加資格審査申請書（様式 3）	1 部	—	Word
③	共同事業体構成書・委任状（様式 4-1～3） （※共同事業体での参加の場合）	1 部	—	Word
④	提案書 作成要領に基づき作成してください。	1 部	9 部	Word Excel Powerpoint
⑤	会社概要書（様式 5） 提案書の中に組み込んでください。	1 部	9 部	Word
⑥	見積書（様式 6-1）	1 部	9 部	Excel
⑦	5 年間のシステム構築概算費用見積書（様式 6-2）	1 部	9 部	Excel
⑧	「港区物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し	1 部	—	PDF
⑨	「プライバシーマーク使用許諾証」の写し、又は個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を証する書類の写し	1 部	—	PDF
⑩	「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定通知書等」の写し （※認定を受けている場合）	1 部	—	PDF
⑪	CD-R ※①～⑩の電子データ	1 枚	—	—

※ **正本**は表紙に事業者名を記入してください。

※ **副本**は事業者名及び事業者を特定する事項を全てマスキング処理し、表紙にも事業者名は記入しないでください。

(3) 応募に関する留意点

ア 区外事業者が参加する場合

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- ① 共同事業体構成書
- ② 共同事業体協定書兼委任状
- ③ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

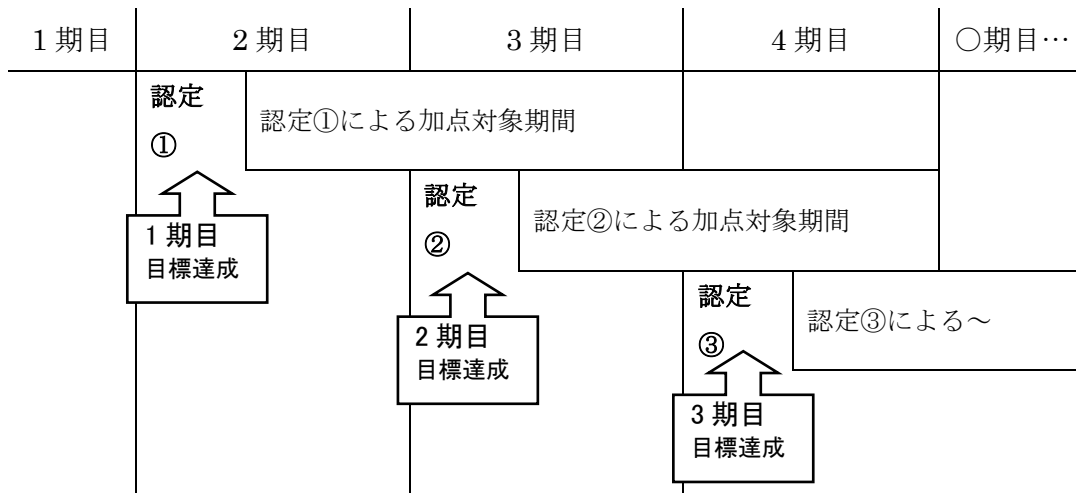
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目とし、一次審査合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点します。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バラ	認定通知等の写し

ンス推進企業」として認定を受けている場合	
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類の写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



ウ 著作権

提案書の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、港区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります（この場合、区は無償で使用できるものとします）。

提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かつこの書きに規定する意思表示をする場合には、提案書に意思表示の旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

エ 提出書類の扱い

本業務の事業者選考以外には使用しません。また、区に提出された書類は、

理由を問わず返却しません。

オ 応募費用

応募に際し必要となる資料の作成・提出等に要する費用及び選考に参加するために要する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とします。

カ 区が提供した資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに、第三者に対してこれを使用させること、又は内容を提示することを禁止します。

キ 追加書類の提出・ヒアリングの実施

区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めます。

ク 電子メールについて

電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。

ケ 無効となる提案書

次の条件に該当する場合は、提出書類が無効となることがあります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間等に適合しないもの
- ② 虚偽の内容が記載されているもの
- ③ 提案内容に重大な誤りがあるもの
- ④ 書類に不備があるもの又は指示した事項に合致しないもの

9 審査基準と審査方法

事業候補者は「港区立学校図書館管理システム更新業務委託事業候補者選考委員会」の選考により決定します。

(1) 審査基準

「港区立学校図書館管理システム更新業務委託事業候補者選考委員会」が定めた基準のもとに選考を行います（別紙「審査基準」参照）。

(2) 審査方法

ア 一次審査

書類審査を行います。

イ 二次審査

一次審査通過事業者について、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。提出した提案書に基づき、パソコン及びプロジェクタを用いて、スクリーンに投影し説明していただきます。

※二次審査には実務担当者と責任者が出席してください。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは必ず実務担当者が行うこととします。

ウ 一次審査結果と二次審査結果を総合し、事業候補者を決定します。

(3) 結果通知

各審査終了後、選考・非選考の結果を「参加申込書」に記載のメールアドレス宛に電子メールで通知します。

10 契約について

二次審査で選考された事業候補者について、「港区業者選定委員会」で審議し了承を得た後に、選定された事業候補者と随意契約を締結します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 その他

港区の取組として、開発アセスメントを実施しています。対象システムについては毎年選定をしており、対象システムとなりました際には、各開発工程における成果物の網羅性や品質のチェックに御協力頂きますようお願いいたします。

13 提出・問合せ先

港区教育委員会事務局 学校教育部学務課 学校運営支援係 池田
〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 港区役所 7階
電 話 03-3578-2727
F A X 03-3578-2759